

I-3 法律に基づいて地方自治体が定める福祉に関する主な計画

平成29('17)年6月現在

	根拠法	計画の概要	計画期間等	その他
市町村地域福祉計画	社会福祉法107条	地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画		策定義務はない(ただし、平成30年から策定について努力義務化)
都道府県地域福祉支援計画	同108条	市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画		
市町村障害福祉計画	障害者総合支援法88条	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	3年を1期第4期： 平成27～29年度	地域福祉計画等と調和が保たれたもの
都道府県障害福祉計画	同89条	法に基づく事業の円滑実施に関する計画		
市町村老人福祉計画	老人福祉法20条の8	老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画	3年を1期(※)	老人福祉計画と介護保険事業計画は一体のものとして作成 地域福祉計画等と調和が保たれたもの
都道府県老人福祉計画	同20条の9			
市町村介護保険事業計画	介護保険法117条	市町村が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画	3年を1期第6期： 平成27～29年度	
都道府県介護保険事業支援計画	同118条	介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施の支援に関する計画		
市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法8条	次世代育成支援対策の実施に関する計画	5年を1期	
都道府県行動計画	同9条			
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他法に基づく業務の円滑な実施に関する計画	5年を1期	地域福祉計画、教育振興基本計画等と調和が保たれたもの
都道府県子ども・子育て支援事業支援計画	同62条			

※ 法律上は期間の定めはないが、介護保険事業(支援)計画と一体のものとして作成されており、実質的には3年を基本として策定。

出典 厚生労働統計協会『国民の福祉と介護の動向 2017/2018』p.311